

写

高対第110号

平成22年4月26日

各市町介護保険主管課長様

栃木県保健福祉部高齢対策課長

特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて

介護保険行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、平成22年4月1日付け医政発第0401第17号厚生労働省医政局長通知により、医療安全が確保されるような一定の条件が満たされれば、介護職員による「口腔内のたんの吸引」及び「胃ろうによる経管栄養の一部」を特別養護老人ホーム全体に許容することはやむを得ないとの整理が示された旨厚生労働省老健局高齢者支援課長から通知がありましたのでお知らせします。

また、医政局長通知によると、特別養護老人ホームにおいて介護職員が口腔内のたんの吸引等を実施するに当たっては、いくつかの条件が示されており、看護職員及び実施に当たる介護職員が必要な知識・技術に関する研修を受けることが条件の一つとなっております。

つきましては、今後、厚生労働省が整備する研修体制等について、詳細が分り次第お知らせしますので、御了知ください。

高齢対策課介護保険班
電話 028-623-3149
FAX 028-623-3925

No.
22.4.30
宇都宮市